

びわ湖材産地証明制度における認定事業者の認定基準

びわ湖材産地証明制度実施要領第4条の規定に基づく認定事業者の審査基準は次のとおりとする。

1. 業種の区分

下記のいずれかの業種で、すべての体制を有していること。

① 素材生産業

- ・素材生産用機械を有していること。
- ・素材生産を行うことができる社員・作業員がいること。

② 製材業

- ・木材加工用機械施設を有していること。
- ・木材加工を行うことができる社員・作業員がいること。

③ 木材流通業

- ・県内で伐採された素材、または、その素材より加工された製材品を入手できること。
- ・木材流通を行うことができる社員・作業員がいること。

2. 管理・運営体制

- ・県産木材を管理する方法が具体的でありかつ適切であること。
- ・管理責任者が木材の取り扱い状況を把握していること。

3. その他

- ・滋賀県内の木材業者または製材業者は、「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録された者であること。
- ・本制度の趣旨ならびに諸規定を理解していること。